

「のべおか生活応援商品券」取扱店募集要項

延岡市では、物価高騰の影響を受けている市民の皆様の家計負担の軽減と地域経済を下支えするため、R8年3月から「のべおか生活応援商品券」を配布しております。

今回の商品券については、予算規模が前回に比べて3倍近いため、電子版と併用する形になりました。

電子版商品券は、レジ近くに「QRコード」を設置していただくことで、直接商品券のやり取りをすることなく決済を行うことができます。取扱いに係る費用は一切必要かかりません。また、金融機関に向いての換金手続も不要です。紙版の商品券と比べて、振込までの期間が短縮されるなど、様々なメリットがあります。

商品券取扱店にご応募いただく皆様には、紙版商品券とあわせまして、ぜひ電子版商品券のお取り扱いのご検討もお願いいたします。

1 商品券について

商品券の概要は以下のとおりです。

【第4弾と生活応援商品券の比較表】

	(前回) 第4弾商品券	(今回) のべおか生活応援商品券
発行総額	4億2千万円	約11億3千万円
発行セット数	約60,000セット	約60,000セット (世帯人数に応じて世帯ごとの配布額は変動)
基準日	令和7年5月1日	令和8年1月1日
配布形態	紙商品券のみ	紙商品券／電子商品券（のべおか COIN 商品券）を選択
配布額	1世帯 7,000円分	一人あたり 10,000円 × 世帯の人数 ※単身世帯の場合 10,000円、2人の場合 20,000円など ※電子版選択者にはのべおか COIN2,000Pを付与
紙版の額面金額	1枚 500円	1枚 1,000円
配布方法	商品券を郵送 (ゆうパック)	全世帯へ紙版または電子版の選択案内文書を郵送 ① 電子版希望世帯 ➡ 電子版で受領 ② 希望申出なしの世帯 ➡ 紙版商品券を自動で郵送
配布時期	令和7年8月～9月	電子版：令和8年3月上旬 紙版：令和8年5月中旬～6月下旬
使用期限	令和8年1月12日	令和8年12月31日
換金期限	令和8年1月23日	令和9年1月15日

2 商品券の配布方法

今回の商品券には、紙版と電子版の 2 種類の券種があり、紙版・電子版のいずれかを選択することとなります。※令和 8 年 1 月下旬に世帯主宛てに案内文書を送付

電子版を希望する世帯には申込期間後にのべおか COIN アプリの商品券機能を利用して配布します。

電子版商品券の申し込みをしなかった世帯には、1 人あたり 10,000 円（1,000 円×10 枚）の紙版商品券を日本郵便株式会社の“ゆうパック”で郵送します。

3 商品券取扱店の応募対象者

延岡市内に事業所を有する個人又は法人であり、次の各号のいずれにも該当しない方が応募することができます。

- （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団に関係する者
- （３）業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者
- （４）その他市長が不適当と認める者

4 商品券の利用対象にならないもの

- （１）商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、各種商品券など換金性の高いもの
- （２）株式、先物、保険、宝くじ等の金融商品
- （３）たばこの購入（たばこ事業法第 36 条第 1 項に基づくもの）
- （４）国や地方公共団体、保険適用の医療費、公共料金の支払い、税金の納付等
- （５）土地・家屋購入及び家賃・地代・駐車料等の不動産に係るもの
- （６）電子マネーカード等への入金
- （７）その他市長が特に指定するもの

5 商品券取扱店の遵守事項

- （１）商品券取扱店のステッカー等を店頭等の目立つ場所に表示すること。
- （２）特定取引において、商品券の受取を拒まないこと。
- （３）商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- （４）自らの事業上の取引に使用しないこと。
- （５）自らの世帯に配布された商品券を自店舗で使用されたかのように偽って換金する等の不正な行為を、決して行わないこと。
- （６）その他、『のべおか生活応援商品券』全世帯配布事業実施要綱の趣旨に反すると認められる行為をしないこと。

6 商品券の取扱いにおける注意事項

- (1) 商品券は、延岡市内の「のべおか生活応援商品券取扱店」の表示がある店舗において使用できます。
- (2) 使用する商品券の額面に満たない特定取引については釣銭の支払いはできません。
- (3) 釣銭を出すことができないため、会計の際に商品券に現金を加えて取扱をしてください。
(電子版商品券を除く)
- (4) 商品券と現金との交換はできません。
- (5) 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者は責任を負いません。

7 電子版商品券の発行について

「電子商品券」は、お客様のスマートフォンにインストールされた専用のアプリ（のべおか COIN）を用いて、お客様と直接商品券や現金のやり取りをすることなく決済ができるものです。



「電子版商品券」の取扱店には、会計時に必要となる「QR コード」（無償）が必要になります。
必ず、新たに送付した QR コードをご利用ください。これまでの「プレミアム商品券」の QR コードをお持ちの場合は、差し替えをしてください。

※古いものと取り違って決済処理を行った場合、入金の対象になりません。

新たに登録したお店においては、登録完了後に関係書類とあわせて送付いたしますので、登録申請書に必要な枚数（原則 1 枚）をご記入ください。

また、電子版商品券の取扱店に登録するための費用は一切かかりません。

<電子版商品券のメリット>

① 換金手続きが不要

電子版の場合、取引（決済）データに基づき、自動的に振込が行われます。

紙の商品券は、使用された商品券を換金窓口金融機関にお持ち込みいただき、換金手続を行う必要があります。

② 振込までの期間短縮

電子版の場合、取引（決済）があった日から、1～2 週間での振込となります。

紙版商品券の場合、換金手続から振込までに 2～3 週間を要します。

③ 会計時の負担軽減

電子版の場合は 1 円単位で使用でき、支払いの操作もお客様が行いますので、会計時の負担が軽減されます。

紙版商品券は、釣銭を出すことができないため、会計の際に商品券に現金を加えて支払われるケースがほとんどです。

④ 効果的な情報発信

電子版商品券を選択された方は、専用のアプリ「のべおか COIN」を入手することになりますが、このアプリには、延岡市地域マネー機能および、延岡市地域ポイント機能も搭載していますので、きめ細やかで効果的な情報発信が可能となります。

⑤ 「新しい生活様式」に対応したキャッシュレス決済の推進

会計時の時間短縮や接触回数が減り、レジの混雑も避けられます。

8 商品券取扱店の登録

＜第7弾プレミアム商品券、第4弾生活応援商品券取扱店として登録していた事業所（紙版・電子版共通）＞

今回「のべおか生活応援商品券」として装いを新たにしましたが、これまでの商品券取扱店として引き続き登録を希望され、登録内容に変更がない場合は、連絡や書類提出の必要はありません。現在の登録内容に変更がある場合は、「取扱店登録に関する変更届・辞退届」に記入の上、提出してください。

また、取扱店登録を希望しない場合は、「取扱店登録に関する変更届・辞退届」の「☐登録店の登録を辞退します」に☒を入れた上で、提出してください。

なお、振込先金融機関の変更がある場合は、振込先口座の通帳のコピー（表紙と見開き1～2ページ）の提出をお願いします。

＜新たに商品券取扱店として登録しようとする事業所＞

取扱店募集要項を確認・同意の上、「のべおか生活応援商品券取扱店登録申請書（様式第1号）」と「振込先口座の通帳コピー」を下記の申込先へ提出してください。

今回の商品券には、紙版と電子版の2種類の券種がありますので、取扱いが可能な券種について、必ず、登録申請書に明記していただきますようお願いします。

なお、商品券取扱店の登録料は必要ありません。

- （1）申 込 先： 延岡市役所 産業政策課 商業・駅まち振興係 （延岡市役所本庁3階）
〒882-8686 延岡市東本小路2番地1
- （2）登録期間： **令和8年1月5日（月）以降随時受付**
※登録手続きが完了後、延岡市ホームページに取扱店一覧を掲載し、周知します。
- （3）登録方法： 郵送、FAX（0982-22-7080）、産業政策課窓口のいずれかによる。
- （4）提出資料： ① のべおか生活応援商品券取扱店登録申請書（裏面あり）
② 振込先口座の通帳のコピー（表紙と見開きの1～2ページ）

登録手続きが完了後、「のべおか生活支援商品券事務局」より関係書類一式（利用・換金マニュアル・店舗掲示物・換金申込書等）が送付されますので、確認の上商品券の取扱いを開始してください。

9 商品券取扱店の取消等

この募集要項及び「のべおか生活応援商品券」全世帯配布事業実施要綱に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、不正な行為により損害金が発生したときは請求する場合があります。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査等を行う場合があります。その場合は、商品券の売上に係る資料の提出などの協力を求めます。

10 商品券の換金方法（紙版商品券のみ）

「紙版商品券」の換金は、市内の延岡信用金庫、宮崎県農業協同組合において換金することができます。換金申込書と使用済商品券を金融機関窓口まで持参してください。

「電子版商品券」については、この手続きは必要ありません。

（１）換金申請に必要なもの

①のべおか生活応援商品券取扱店換金申込書

②使用済商品券※商品券の裏面には、必ず取扱店名を記入（ゴム印可）してください。

（２）換金期間

商品券の利用開始日（令和８年３月中旬）から令和９年１月１５日（金）まで
※なるべく１４時まで、金融機関での申請を行ってください。

※上記期間以外での換金申請には、一切応じられませんのでご注意ください。

※紙版商品券の換金手続きから振込までの期間は、約２～３週間程度です。

（３）換金窓口金融機関

①延岡信用金庫の各営業店

②宮崎県農業協同組合のうち延岡市内にある各営業店

11 振込について（紙版・電子版共通）

- ・「紙版商品券」については、換金窓口金融機関へ持ち込まれた１週間分の使用済商品券をまとめて、翌週振込用データを作成する受託会社へ配送されます。
- ・「電子版商品券」については、利用データが毎日受託会社へ送信されます。
- ・受託会社では、各事業所（店舗）の商品券（紙版・電子版）の利用額を集計し、前週の集計額が１万円を超える事業所（店舗）に対して振込手続きを行います。
１万円を超えない場合は、最終の振込日（１月下旬）に振込手続きを行います。
- ・振込手数料は発生しません。
- ・換金手続きの際は、他の商品券が混在しないように、事業所（店舗）にて必ず商品券の枚数を数えた上、換金申込書に必要事項を記入してください。
- ・換金金融機関にまとめて持ち込まれた場合、換金期間が遅れる場合もございますので、定期的な換金をお願いいたします。

12 お問い合わせ先等

◇「のべおか生活応援商品券取扱店登録申請書」及び「変更届・辞退届」の提出先はこちらです。

延岡市 商工観光文化部 産業政策課 商業・駅まち振興係

住 所：〒882-8686 延岡市東本小路２番地１（延岡市役所本庁３階）

電 話：0982-34-7841 FAX：0982-22-7080

e-mail：sangyo-s@city.nobeoka.miyazaki.jp

◇その他の不明点は下記事務局までお問合せください。

のべおか生活応援商品券事務局

☎0120-99-6660（平日 9:00 ～ 17:00）